

指定難病医療費助成関連業務委託の
公募型プロポーザルに係る審査会設置要綱

(目的)

第1条 本審査会は、指定難病医療費助成関連業務委託の公募型プロポーザル方式による契約の相手方の決定に当たって、公正性、透明性を高め、中立かつ公平性な立場から検討することを目的として設置する。

(組織)

第2条 審査会は、別紙名簿に掲げる者をもって組織する。

2 委員長は健康づくり推進課長をもって充てる。

(所掌事務)

第3条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 企画提案書等の審査及び受託候補者の選定に関すること。
- (2) 前各号に掲げるもののほか、公募型プロポーザル方式に係る手続きを適正に行うために必要と認められること。

(会議)

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員全員の出席をもって開催する。

(守秘義務)

第5条 委員長及び委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、健康づくり推進課総務・特定疾病班において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年（2026年）1月4日から施行する。

(別紙)

審査会委員

区分	役職等
委員長	健康づくり推進課長
委員	健康づくり推進課課長補佐
	健康づくり推進課総務・特定疾病班長